

被爆地ヒロシマが被曝を拒否する
—過去は変えられないが未来は変えられる—
伊方原発運転差止広島裁判

伊方原発 3 号機運転差止仮処分命令申立事件

放射能汚染のない
美しい広島と
瀬戸内海を次世代へ
共に未来を変えて
いきましょう

広島地裁前にお集まり

広島仮処分決定日

14:30 広島地裁前集合
15:00 決定発表
16:00 頃 記者会見
(広島弁護士会館)

勝てば
伊方3号
即停止

2017年
3月30日 15:00

もし差止決定が下りれば、審査合格し営業運転中の原発を止める
日本初の司法判断になります。

伊方原発広島裁判応援団事務局
〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203 電話：090-7372-4608
E-mail : saiban_office@hiroshima-net.org
URL : <http://saiban.hiroshima-net.org/>

当日の詳細や
注意事項などは
こちらをご覧ください



広島地裁前にお集まりになるみなさまへのお願い

1. 本裁判の趣旨をご理解の上、団体名等の入った旗・幟やプラカード・スローガン・ゼッケン、鳴り物応援のための小道具類等、一切の持ち込みはご遠慮願います。当日のアピール行動に関する準備は事務局にて整えます。
2. 地裁前は公共の歩道及び車道です。歩道の地裁側には視覚障害者誘導用ブロックがございますので、ブロックをふさぐ位置には立たないでください。一般の通行に危険がないように十分に注意を払い、絶対に車道には出ないで下さい。
3. 広島地裁周辺は広島市の美化推進区域及び喫煙制限区域に指定されております。従って、ごみや吸い殻のポイ捨て・落書き・歩きたばこといった美観を害する行為及び喫煙により他人の身体を害する行為は禁じられております。ごみは各自でお持ち帰りいただき、喫煙はお控えください。
4. 当日、万が一、地裁への行き方が分からなくなった場合は、次の携帯番号にご連絡をお願いいたします。(携帯番号：090-7372-4608)
5. お困りの際には、どのようなことでも構いませんので、お近くの水色のジャンパー着用のスタッフにご遠慮なくお声がけ下さい。

以上、この機会に、本裁判や仮処分決定の意味や意義をより多くの広島市民に知らせ、共感を得るためにも、また、決定の瞬間をできるだけ多くのみなさまと共有するためにも、くれぐれも事件や事故を起さないように、ご参集なさるみなさま方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【伊方原発運転差止広島裁判の趣旨】

- ・本裁判の原告は、被爆者が中心となって集まった一般市民です。
- ・原爆も原発も被曝の点で共通しており、伊方原発による「被曝を拒否」するために提訴しました。

伊方原発広島裁判応援団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203 電話：090-7372-4608

E-mail : saiban_office@hiroshima-net.org

URL: <http://saiban.hiroshima-net.org/>